

平成30年度

第7回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成30年10月5日、大多喜町農業委員会会長 押元康郎は、平成30年度第7回農業委員会総会を大多喜町役場中庁舎大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について

報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について

<出席委員>（10名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番委員：加曾利益弘 | 2番委員：磯野義夫 |
| 3番委員：森 紀久嗣 | 4番委員：鈴木孝一 |
| 6番委員：吉野公博 | 7番委員：浅野幸男 |
| 8番委員：矢代とみ江 | 9番委員：山口 豊 |
| 10番委員：押元康郎 | |

<欠席委員>（1名）

- 5番委員：渡辺忠洋

<出席職員>

事務局 小高一哉、寺井絵里

<欠席職員>

事務局長 西川栄一

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局（小高）

それでは、定刻となりましたので、只今より平成 30 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は委員全員のご出席をいただいておりますので大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定によりまして会議は成立します。なお、欠席となっている 1 名の渡辺委員については、事前に連絡ありましたことを報告させていただきます。それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定によりまして押元会長に議長をお願いいたします。

議長（押元会長）

議事日程 3 議事録署名人の指名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。本日は、6 番の吉野委員、7 番の浅野委員にお願いします。

それでは、早速ですが議事日程 4 の議事に入らせていただきます。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

1 ページをお開きください。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 30 年 10 月 5 日提出 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 18、所在・地番 横山地先、地目 田、地籍 680 m²、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏、義務者 市原市〇〇〇〇氏、事由 譲受人 規模拡大のため。譲渡人 離農のため。権利内容、売買による所有権移転。

こちらの案件の権利取得後の農業経営の実態につきましては 2 ページに記載されているとおりです。

また、本件は農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。事務局からは、以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第 1 号、番号 18 については、9 番の矢代委員が現地調査を担当していただきまし

たので報告をお願いします。

矢代委員（9番）

最初に、資料3-18の案内図をご覧ください。

10月3日の午前中、現地調査を行いましたのでご報告をします。

場所は、案内図のとおりとなっております。義務者の〇〇〇〇氏は施設に入所されているので、子どもが代理人となっており、2日の夜に電話でお話を伺いました。すると、父も自分の所有する田があったことも気づいていなかった。子どもも、そこに田があって誰が耕作してたのか全く知らなかったと驚いていました。権利者に話を聞いたところ、〇〇〇〇氏が無断で耕作していたと言っていました。現況は、耕作されておらず、一面雑草が生い茂っていました。〇〇〇〇氏になぜこのような土地を購入するのか尋ねたところ、隣接地を近く購入する予定があり、この申請地は地続きになる事から購入したという事でした。この件は、このままですと耕作放棄地なりかねない土地を購入し、耕作して活用するという事なので、個人的には良かったと思っています。権利者は、真面目に水稻を耕作されている方なので問題ないと思われまます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（押元会長）

ありがとうございます。只今、矢代委員から現地調査の報告をいただきました。ご質問のある方は、挙手の上お願いします。

議 場

————— 質問・意見なし —————

議長（押元会長）

質問等が無いようですか、異議なしと認めてよろしいでしょうか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

議案第1号については、異議なしと認め、以上のとおり決定しました。

続きましていて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

3ページをお開きください。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成30年10月5日提出。大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号19、所在・地番 横山地先、地目 畑、地積 566㎡、農地種別 2種、農用地区域 外、権利者 木更津市〇〇〇〇氏、義務者 大多喜町〇〇〇〇氏、事由 現在、木更津市のアパートに夫婦と子供2人合計4人で住んでいるが、手狭なため生まれ育った大多喜町に一戸建て住宅を建築したい。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号、番号19については、9番の矢代委員が現地調査を担当していただきましたので報告をお願いします。

矢代委員（9番）

10月3日午前中、農業委員会事務局と申請者代理人と自分で現地調査を行ってきましたのでご報告いたします。

資料の中の周辺土地利用状況図をご覧ください。赤く申請地と書いてある場所が、今回の申請地となります。3辺は畑で、申請地の前は町道になっております。この道路より1.5～2.0mぐらい高い位置となっております。事業計画書に詳細が書いてあります。申請によると30坪程度の専用住宅を建設するとの事です。申請者の〇〇〇〇氏は、現在木更津市のアパートに夫婦と子供で住んでいるが、手狭なため生まれ育った大多喜に住もうと思いい土地を探していたところ、義務者の親戚の方に口添えをしていただき、この計画となったとの事です。給水は町営水道を利用し、雑排水は合併浄化槽を設置し、既設排水路に放流するそうです。また、周りが農地のため隣接者に事業内容の説明も行い、了解を得ているそうです。隣接への日照の問題もなく、距離もあるので問題は無いと思われれます。よろしくご審議の程よろしくをお願いします。

議長（押元会長）

ありがとうございました。只今、矢代委員から現地調査の報告をいただきました。ご質問のある方は、挙手の上お願いします。

加曾利委員（1番）	この申請者は、夫婦と子供2人と言っていましたが、何歳ぐらいの人なのでしょう。
事務局（寺井）	申請者は、28歳です。
加曾利委員（1番）	仕事は何をしているのでしょうか。
事務局（寺井）	把握しておりません。
加曾利委員（1番）	ちなみに、子どもは何歳ですか。
事務局（寺井）	3歳と0歳です。
加曾利委員（1番）	町では、若い人の人口減少が著しいので、このようなケースは大いに歓迎したいと私は思います。
議長（押元会長）	他にご質問のある方おりますか。
議 場	————— 質問・意見なし —————
議長（押元会長）	質問等が無いようですので、議案第2号、番号19については、採決をしたいと思います。議案第2号、番号19について許可相当とすることに異議ありませんでしょうか。
議 場	————— 異議なし —————
議長（押元会長）	異議なしの声多数です。よって、議案第2号、番号19については、許可相当として決定しました。続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。それでは、事務局により説明願います。
事務局（寺井）	4ページをお開きください。議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。

平成30年9月7日提出 大多喜町農業委員会会長 押元貞夫。

- 1 大多喜町農用地利用集積計画（案） 別添のとおり、
- 2 公告を予定する日 平成30年10月9日。

それでは、5ページ以降が利用集積計画（案）でございます。整理番号30-55、農用地利用集積計画各筆明細書、利用権を設定する土地・利用権の条件、所在地番 泉水地先、地目 田、地籍2,980㎡、利用計画は水田として利用、賃借権の新設定であり、借賃 コシヒカリ10a当り60kg、利用権設定の期間 5年、期間が平成30年10月6日から平成35年10月5日まで、借賃の支払 毎年9月30日までに持参払、貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏。この他7件となります。

なお、借り手の利用権の設定後の農業経営の状況は13、14ページに掲載のとおりです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（押元会長）

事務局の説明が終わりました。ご質問等のある方はお願いします。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（押元会長）

質問がないようです。第3号議案については、異議ございませんでしょうか。

議 場

————— 異議なし —————

議長（押元会長）

議案第3号については、以上のとおり決定しました。議件は以上をもって終了となります。続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

15ページをお開きください。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成30年10月5日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号19、所在・地番 横山地先外11筆、地目 田及び

畑、地籍合計 7,589 m²、登記原因・日付 相続 平成 30 年 9 月 6 日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

16 ページをお開きください。

番号 20、所在・地番 泉水地先外 10 筆、地目 田及び畑、地籍合計 7,608.91 m²、登記原因・日付 相続 平成 30 年 9 月 20 日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 21、所在・地番 原内地先外 1 筆、地目 田、地籍合計 372 m²、登記原因・日付 相続 平成 30 年 9 月 13 日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 22、所在・地番 久保地先外 1 筆、地目 畑、地籍合計 393 m²、登記原因・日付 相続 平成 30 年 9 月 19 日、権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。

17 ページをお開きください。

報告第 2 号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成 30 年 10 月 5 日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 14、所在・地番 紙敷地先外 1 筆、地目 畑及び田、地籍合計 1,351 m²、変更登記地目 山林、宅地、登記原因・日付 年月日不詳、調査・報告地目 平成 30 年 8 月 30 日現地確認、照会地昇立 76 番の現況は、居宅の隣の倉庫で、築年数が 20 年以上経過しているようであったため、農地としての復元は困難と判断し、宅地として回答した。

照会地昇立 69 番の現況は、雑木や竹が筆一面に茂り、長期間経過しているようであった。従って農地としての復元は困難と判断し、山林として回答した。土地所有者の住所・氏名 大多喜町〇〇〇〇氏。

番号 15、所在・地番 上原地先外 1 筆、地目 畑、地籍合計 339 m²、変更登記地目 山林、登記原因・日付 年月日不詳、調査・報告地目 平成 30 年 9 月 21 日現地確認、照会地の 2 筆の現況は、竹や杉が生え、中には樹齢 50 年を超えるような杉が生えていた。

従って、長期間耕作が行われていないことは明らかなため、農地としての復元は困難と判断し、山林として回答した。土地所有者の住所・氏名 東京都品川区〇〇〇〇氏。

19 ページをお開きください。

報告第 3 号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。下記のとおり、届出があったので報告する。平成 30 年 10

月 5 日 大多喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 1、所在・地番 板谷地先、地目 田、地籍 284 m²、
廃土処理量 500 m³、埋立の高さ 1 m～2 m、当該農地の
選択理由 橋梁工事で借地の際、地権者より復旧の条件とし
て提示があったため。工事期間 平成 30 年 8 月～平成 30
年 8 月、公共事業施行者 夷隅土木事務所。

20 ページをお開きください。

報告第 4 号 利用権の中途解約に係る通知について。下記
のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約に係
る通知があったので報告する。平成 30 年 10 月 5 日 大多
喜町農業委員会会長 押元康郎。

番号 6、所在・地番 横山地先外 1 筆、地目 田、地籍合
計 769 m²、貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町
〇〇〇〇氏、事由 規模縮小のため。

番号 7 所在・地番 石神地先、地目 田、地籍 3,097 m²、
貸付人 大多喜町〇〇〇〇氏、借受人 大多喜町〇〇〇〇
氏、事由 仕事が多忙なため。

報告事項の説明については以上です。これで報告事項はす
べて終了です。

議長（押元会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思いま
す。つづいて、議事日程 6 のその他に入ります。

事務局から何かありますか。

事務局（小高）

特にありませんが、委員さんの方から何かありますでしょ
うか。

特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉
会させていただきます。

閉 会（午後 3 時 16 分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年10月5日

会 長 押元 康郎

署名委員 吉野 公博

署名委員 浅野 幸男